

# 令和4年度 学生生活ガイダンスについて

令和4年4月1日  
学生生活委員会／学生課

令和4年度の学生生活ガイダンスについては、新型コロナウイルス感染症予防対策により、新入生を集めて実施することが難しいため、これからの学生生活に必要な各種情報やルールなど特に皆さんへ伝えたい事項を説明します。

説明にあたっては、健康診断時に配付した学生手帳、または別添の学生手帳 SGI データ版の記載内容を参照しますので、学生手帳を必携の上、本説明を熟読ください。

なお、学生手帳に記載されていないことや質問事項などは、必ず担当課へ相談ください。

学生手帳を熟読し、安心安全でかつ充実した学生生活となることを関係者一同心より願っております。

## 1 はじめに ～学生にとって身近な存在となる“学生課”の紹介～

### ● 「学生課とは？」

#### ① 学生のキャンパスライフをサポートする課

具体的には、「奨学金の募集」・「アルバイトの紹介」・「施設の貸出し」・「健康診断の実施」また「学生支援室の運営」等を行います。

#### ② キャンパス内の秩序を守る課

学則に反する言動を行った場合、学生課で事実確認を行った上で、学則に基づき懲戒処分が行われます。

具体的には、新聞に掲載されるような事件を起こした場合、その社会的影響や被害状況等を勘案し、退学処分や無期停学・訓告処分などの処分が下されます。

以上のとおり、学生課は、学生の皆さんのキャンパスライフを積極的にサポートし、かつキャンパス内の秩序を守る役割を担っています。

学生の皆さんが安心安全でかつ充実した学生生活を過ごせるよう尽力しますので、学生生活上のことなど相談ごとがあれば、まずは学生課へお越しくください。

それでは学生生活に関する連絡や注意事項を、「学生手帳」をもとに説明します。

## 2 学生手帳について ～学生生活で必要となる各種情報やルールの理解～

### ● 「必要とする情報の収集方法について」(学生手帳 2 2 ページ)

高校の場合 → クラス担任が色々な伝達事項を皆さんに伝えてくれました。

大学の場合 → クラス担任はいるものの、日々の連絡事項等は学生自らが掲示等で確認し、必要な情報を得なければなりません。

なお、学部では、学生向けの連絡を、原則「UNIVERSAL PASSPORT EX」(略して“ユニパ”)という学生 Z HE サービスを用いて行います。ユニパを1日1回は確認し、必要な情報を各自で得てください。

### ● 「構内への自転車・バイクの乗入れについて」(学生手帳 2 5 ページ)

構内の駐輪場には、「許可シール」が貼られていない自転車・バイクは駐輪できません。

この「許可シール」を得るには、学生課で登録手続きを行う必要があります。(登録手続きは年度ごとに必要です。)

また、5月下旬より、毎週火曜日「自主創造の基礎」の授業前の時間に、北口校舎駐輪場付近で登録手続きを行うことも可能です。自転車で通学予定の方は必ず登録手続きをしてください。

指定された駐輪場所以外に駐輪された自転車・バイクは、一定期間の警告及び処分予告の後、処分します。

なお、令和元年10月1日より自転車搭乗者には自転車損害賠償保険への加入が静岡県条例により義務化されました。本学部ではすべての自転車通学者に対し、加入を義務づけ、無保険の場合は登録を受け付けません。

### ● 「アルバイトの紹介について」(学生手帳 2 6 ページ)

ユニパに求人一覧が掲載されますので、希望のアルバイト先を見つけた際は、学生課へ申し出て、連絡先等の情報を受け取ってください。

アルバイトは、社会勉強になりますが、深夜のバイトや危険なバイト等は絶対にやらないでください。なお、学生課で紹介するアルバイトについては、学生の安心安全を確保でき得るもののみ紹介しております。

また、留学生については、資格外活動ということで、アルバイトに厳しい制限がある上、大学へ申告する必要があります。アルバイトを行う際は、必ず学生課へ事前に相談してください。

なお、アルバイトによっては、電話をするだけの簡単なアルバイトであると巧みな言葉で誘ってくるものもあります。この様な怪しいアルバイトの誘いは、身近な先輩や友人から来る場合がありますが、安易に高額な報酬が得られるアルバイトは有りません。特殊詐欺に加担した場合は理由を問わず退学処分となる場合があるので、安易な儲け話に乗ら

ないよう注意してください。また、その様な誘いがあった場合は、速やかに学生課へご連絡ください。

#### 【怪しい副業・アルバイトのトラブル】

※ 簡単に稼げて高収入！うまい話には裏がある

#### ● 「拾得物・遺失物について」(学生手帳27ページ)

本校舎及び北口校舎での落とし物は、全て本校舎13号館1階の学生課で保管します。なお、キャンパス内で拾い物をした場合は、学生課へ届けてください。

#### ● 「通学定期乗車券について」(学生手帳27ページ)

通学定期乗車券を購入する際は、開講式に配付した学生証の裏面に貼付した学籍シールに、学生課による「経路確認印」が押されている必要があります。通学定期乗車券を購入する必要がある場合、必ず学生課にて「経路確認印」の申請を行ってください。

なお、学籍シールの経路確認印適用外の路線(例:「静岡鉄道」,「都営地下鉄」,「都電荒川線」,路線バスなど)も少なからずあるため、詳細は学生課にて確認してください。

#### ● 「学割証について」(学生手帳27ページ)

学割証(正式名称「学校学生生徒旅客運賃割引証」)は、JRを利用して、片道100kmを超える区間を、就職活動や帰省等で利用する場合に限り使用することができます。

年間の発行枚数は、学生一人当たり原則10枚まで発行できます。

なお、発行は、本校舎15号館1階と北口校舎1階に設置の証明書自動発行機を利用できます。

#### ● 「教室・体育施設の借用について」(学生手帳28ページ)

教室及び体育施設は、クラスやゼミナール・クラブ活動等の団体のみが使用できます。希望者は事前に学生課へ申請してください。なお、施設利用にあたっては学校行事が優先されます。

また、本校舎13号館1階のレクリエーションルームには、卓球台(2台)及びエアホッケー、が設置されています。利用希望者は学生課へ申し出てください。なお、北口校舎7階のレクリエーションルームにも卓球台(1台)が設置されています。利用希望者は当該ルーム入口に備え付けの利用者名簿に必要事項を記載ください。

現在、13号館1階及び三島駅北口校舎:階のレクリエーションルームは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため使用はできません。

#### ● 「厚生施設の利用について」(学生手帳29ページ)

日本大学には、ゼミやサークルの合宿で利用できる厚生施設があります。

利用詳細に関しては、学生課へお問い合わせください。

## ● 「保健室について」(学生手帳30～32ページ)

保健室は、本校舎12号館1階守衛所奥と、三島駅北口校舎2階の2か所に開設しています。体調が優れない時や怪我などの応急処置の他、学校医による健康相談も行っています。

本学では、z he 上で体温、体調、行動履歴が記録できる「日本大学健康観察システム」を導入しています。本システムを利用し、自分自身の「健康観察(管理)」の習慣化に取り組みましょう。

[保健室] [kwsv=2z z z 1u1qJkrq0x1dfms2fdp sxvolih2qJvshqvdU|2](#) (参照)

※入構時に健康観察システムの入力状況を確認させていただく場合があります。

## ● 「日本大学学生生徒等総合保障制度について」(学生手帳33ページ)

学生生活上で起こりうる各種事故や怪我・病気等への補償を行う、日本大学の規模を生かした保険制度です。本制度への加入は任意となっております。

## ● 「日本大学学生の傷害及び死亡事故等に関する給付金」(学生手帳33ページ)

本制度は、授業中やゼミナール等で行った課外教育中の事故や公認学生団体が事前に届出をして許可された課外活動中の事故等の治療費を大学が負担するという制度です。

事故が発生した際は速やかに担当教員や顧問または学生課へ申し出てください。なお、申し出が事故発生から30日を超えた場合は、補償対象となりません。

## ● 「日本大学校友会準会員診療費助成制度」(学生手帳33・34ページ)

本制度は、授業中やゼミナール等の課外教育中ではなく、個人的な活動中の怪我や、インフルエンザなどの診療費のうち、健康保険を適用した保険診療負担金を助成する制度です。

本制度を利用するには、日本大学の指定病院で診療を受けることや、日本大学校友会の準会員であることなどが条件となります。助成範囲や申請期限などの詳細は、学生課へ問い合わせください。

## ● 「学生支援室について」(学生手帳34～35ページ)

学生支援室では、学生の皆さんの様々な悩みごとなどへのサポートを行うため、コーディネーターが常駐し、臨床心理士+カウンセラーが火曜～金曜日の週7回、精神科医が不定期で月5回在室します。

また、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がいのある学生の修学支援や学生生活支援等も学生支援室が中心となり対応しております。

これらのサポートを必要とする学生は、まずは気軽に学生支援室へご相談ください。

## ● 「人権侵害防止・解決体制について」(学生手帳35～37ページ)

本項目では、人権侵害に関連するセクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、デートDVにも触れており、特に交際相手からの暴力や暴言、また性的な強要等に

より、精神的や身体的に被害を受け、勉学や学生生活に支障をきたすようなデートDVの被害報告が毎年学校へ寄せられます。

人権侵害の被害に遭った場合は、一人で悩まずに日本大学が設置する「人権相談オフィス」へ相談してください。相談者のプライバシーを最大限守ります。

### ● 「国民年金（学生納付特例制度）について」（学生手帳38ページ）

20歳になったときから国民年金の保険料納付が義務付けられています。保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

ただし、後払いには納付を猶予されていたときの保険料に一定の加算額が加わるので、経済的に余裕がある場合は「前納制度」もあるので、保険料を納付する方がお得です。

詳しくは日本年金機構KSをご覧ください。

[kwsv=2z z z lqhgnlq1jr1ns2/huylfh2/fhghehwx2](#) (参照)

### ● 「各種奨学金について」（学生手帳39～41ページ）

奨学金は、学内外のものを含めて数多く存在します。各種奨学金の募集・申し込み等については、ユニパにて随時案内しますので、必ずご確認ください。

なお、各種奨学金の詳細はKSの奨学金ページをご覧ください。

[奨学金] [kwsv=2z z z 1u1q1krg0x1dfhs2icp\\_lvlrq2/fkrcduvkls2](#) (参照)

### ● 「課外活動について」（学生手帳42ページ）

大学公認の部として、体育会が18団体、文化会が21団体あります。これ以外にも大学が重点的に強化したいスポーツ強化推進部が3団体、また、大学非公認の団体も存在するなど、多くの学生が課外活動に参加しています。

本年度の公認学生団体の部勧誘活動は、5月中旬から6月中旬を強化期間とし、対面を主に用い、①学生団体の連絡先等を記した「公認学生団体一覧」をユニパへ掲載し、直接に公認学生団体と新入生でやり取りを行う、②学生食堂（桜アリーナ）に勧誘ポスターを掲示するための特設掲示板を設置し、新入生へ周知することなどを予定しています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を鑑み、今後対面式での勧誘活動を行うことも検討しております。

### ● 「違法薬物による被害防止について」（学生手帳43ページ）

薬物乱用とは、医薬品を本来の目的以外に使用したり、違法な薬物を不正に使用したりすることをいい、たとえ1回の使用でも乱用となります。

違法薬物の対象は、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、MDMAといった薬物です。

また、錠剤型や電子タバコのような、気軽に使えてしまうものもありますので注意が必要です。

なお、薬物を乱用すると自分ではやめることができなくなり、薬物依存症という病気になります。特に人間にとって大事な脳を破壊してしまい、また破壊された脳は元に戻りません。脳は人間にとってうれしい、楽しいなどの感情や思考を司る大事なもののゆえ、薬物

は使用してはなりません。

最近では、大麻が若い人たちの間で増加し、インターネット上の『大麻はタバコより安全』といった間違っただ情報が流れています。また、覚醒剤による再犯率として、3人に2人が再び使用しているなど、依存性の怖さがあります。

薬物で困ったことがあった場合は、「静岡県薬物乱用防止通報相談窓口(054-221-3317)」へ連絡してください。匿名での相談も受付けています。

### **【薬物乱用は恐ろしい！絶対ダメ！！】**

大学生による違法薬物の使用が全国の大学で多発しています。薬物乱用の怖さは、依存性にあります。乱用者の身体生命に危害が及ぶと共に今後の社会生活や秩序を乱す等、その影響は図り切れません。薬物乱用の甘い誘いには気をつけるとともに、誘われても断る勇気を持ってください。

学生の皆さんの良識ある行動を取るようお願いします。

薬物を乱用すると

1. 脳をおかされて、心も身体もメチャクチャになる。
2. 自分の意志では止められなくなる。
3. 幻覚や妄想が現れ、殺人等の重大犯罪を引き起こす。
4. 薬物欲しさに犯罪をおかすようになる。
5. 法律できびしく禁止されており、重い罰を受ける。
6. 友人や家族を失う。

### ● 「海外渡航する際の注意事項について」(学生手帳46ページ)

海外渡航の際は、個人旅行でも必ず学生課へ海外渡航の届け出が必要となります。届出がないまま海外でトラブルに巻き込まれた場合、帰国遅延や怪我等による授業欠席などに対する学業への特段の配慮が学校として行えない場合があります。

また、渡航を計画する際は、外務省の海外安全ホームページにて渡航先の危険情報等を確認し、十分注意して渡航してください。

なお、外務省では、日本人が海外渡航を行うにあたり、渡航期間が3か月以上の場合は「在留届」、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を外務省のホームページにて義務付けられています。海外渡航の際は必ず登録を行ってください。

日本大学では、令和4年度は、特別な事情がない限り、渡航は全面禁止となっておりますので必要が生じた場合は学生課まで、お問い合わせください。

### ● 「地域住民への迷惑行為禁止について」(学生手帳47ページ)

近隣住民への主な迷惑行為として、騒音、ゴミの出し方、違法駐輪・駐車、近隣道路でのスピードの出しすぎなどの苦情が学校や警察へ寄せられます。

大学生として社会生活を送る上での最低限の社会ルールは守ってください。

### ● 「飲酒における事故防止について」(学生手帳47・48ページ)

毎年、新年度初めに、大学生のお酒のイッキ飲みによる急性アルコール中毒により救急車に搬送されたり、命をも失う事故が毎年起きています。飲酒は20歳からです。また、20歳を過ぎていてもイッキ飲みや度を越えた飲み方は絶対にしないでください

なお、過去に深酒をして、車を運転して事故を起こし、退学処分や刑事事件に発展した事例もあります。十分に注意ください。

また、大学でのコンパ等で、先輩にお酒を勧められても強い意志で断りましょう。

**※成年年齢が18歳になっても、飲酒と喫煙はこれまでと変わらず20歳からです。**

### ● 「モラル遵守とネット利用上の注意について」(学生手帳48ページ)

本学部の学生がInstagramやTwitter等に投稿した内容が、社会的なルールから外れた行為と通報を受けたり、ネット上で炎上したりするケースがあります(※多くの場合24時間で消えるストーリー機能を用いた投稿)。

こうした投稿は一度拡散されると削除が難しく、本人の個人情報の流出を招き、その後の人生に取り返しのつかない影響を及ぼすとともに、大学の名誉を著しく傷つけ、同じ大学に集う学友、自らの家族、校友など多くの関係者に多大な迷惑をかけることとなります。

SNS等への投稿は十分に気を付けてください。

### ● 「悪徳商法による被害防止について」(学生手帳48ページ)

大学生をターゲットに大変巧妙な手口で勧誘してくる悪徳商法があります。

最近、「投資や起業に興味はないか？」などと投資セミナーなどに誘われたことがきっかけで、高額な投資用教材DVDを購入させられ、学生ローン等で多額の借金を負わされるトラブルもあります。トラブルに巻き込まれた場合は、「消費者相談センター」または学生課へ至急相談ください。

### **※成年に達して一人で契約する際に注意することは？**

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいます。

### ● 【反社会的活動集団「カルト集団」の勧誘について】(学生手帳48・49ページ)

大変巧妙な手口を用い信頼関係を築いてからカルト集団への加入を誘ってきたり、他大学の事例では、サークル団体自体が、カルト集団だったというケースもあります。

もし、学内や学外で身の危険等を感じたり、変な勧誘を受けた時には、至急学生課へ連絡してください。

### ● 「自然災害時の心得について」(学生手帳49ページ)

全国各地で大きな地震などの自然災害が多発しております。静岡県も東海地震の発生が懸念されており、普段より自分が住む地区の避難場所などを確認する必要があります。あわせて、各自においても非常食や備蓄水等の備えをしてください。

### ● 「休講措置について」(学生手帳50ページ)

天候悪化や交通機関の乱れなどにより、学校が休講となる場合があります。その際は、1・2時限目の休講は、休講当日の午前6時、3時限目以降の休講は、休講当日の午前9時を目安にユニパへ掲載します。必ず確認してください。

### ● 「学則(抜粋)について」(学生手帳59～75ページ)

学校の在籍者の修学上必要な事項を定めた学則に関し、学生の皆さんに直接関係する部分を抜粋しています。

特に学生手帳67ページの「第14節 賞罰」では、第76条に「学生が本大学の規則・命令に背き、若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、その情状によって懲戒を行なうことがある。」とあり、さらに第77条では、「懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。」と明記されています。(なお、短期大学部は、学生手帳74ページに同様の内容が明記されています。)

※ 試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生は、その懲戒の種類にかかわらず、当該学期に履修しているすべての科目(実験・実習・実技・ゼミナールを除く)の成績が無効となります。無効となった科目は、GPAに反映されるなど、不正を行った学生のその後の進路に大きなマイナス要因となります。

## 3 最後に ～日本大学が目指す学生像に向かって～

学生手帳1ページ目には「日本大学の目的及び使命」、2ページ目には「日本大学の理念」・「日本大学教育憲章」、更に3ページ以降には、国際関係学部と短期大学部(三島校舎)の教育理念や教育目標が明記され、日本大学が目指す学生像が具体的に示されております。

学生の皆さんは、日本大学が目指す崇高な学生像の具現化のために、学業と課外活動共に尽力し、充実した学生生活を送ることを切に希求します。

以 上